

一般競争入札の公告

広島高速1号線浄化槽維持管理業務

〔長期継続契約〕

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年1月24日

広島高速道路公社 理事長 熊谷 鋭

1 調達概要

- (1) 業務名 広島高速1号線浄化槽維持管理業務
- (2) 業務場所 広島市東区温品町外
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで（長期継続契約）
- (4) 業務期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 業務内容

本業務は、浄化槽法に基づき、広島高速道路公社が管理する広島高速1号線の浄化槽設備について、各種の点検、調整、清掃及び水質検査等の業務を適正に行うことによって、設備の正常な機能維持、管理を行うことを目的とするものである。

○合併浄化槽 3槽

（広島東料金事務所30人槽、馬木料金所7人槽、温品パーキング136人槽）

○単独浄化槽 2槽

（馬木管理基地50人槽、温品料金所7人槽）

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第2条の「登録」がされ、かつ、業務場所について、浄化槽法第35条の規定による「清掃業の許可」及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定による「一般廃棄物（浄化槽汚泥）の収集・運搬業の許可」を有する者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-12 廃棄物の収集・運搬・処理、浄化槽の清掃・保守点検」に登録されている者であること。
- (3) 成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む）並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。
- (5) 次のいずれにも該当していないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けていないこと。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けていないこと。
 - ウ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 公告日から入札日までの間のいずれの日においても、広島市又は広島高速道路公社の指名停止措置を受けていない者であること。
- (8) 公告日から入札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分を受けていない者であること。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社等の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札手続等

(1) 担当部課

ア 入札・契約手続に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係 電話(082)508-6848

イ 仕様書等内容に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 保全管理部保全課施設係 電話(082)508-6822

(2) 入札説明書等の交付期間及び場所

ア 期間 公告の日から令和4年2月4日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)

イ 場所 (ア) 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係

(イ) 広島高速道路公社のホームページ (<http://www.h-exp.or.jp/>)

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)の提出期間及び場所等

ア 期間 公告の日から令和4年2月4日(金)午後5時00分まで(必着)

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係

ウ 方法 申請書等は郵送することとし、持参又は電送によるものは受け付けない。なお、郵送は一般書留又は簡易書留のいずれかの方法にて行うこと。

(4) 競争入札参加資格の確認及び通知

申請書等を提出した者について、競争入札参加資格を確認し、その結果を入札参加申請者に対して令和4年2月8日(火)までに一般競争入札参加資格確認結果通知書により競争入札参加資格の有無の通知を行う。なお、本件に係る競争入札参加資格を有すると確認し得る者がいないときは、本件に係る競争入札を中止する場合がある。

(5) 入札、開札の日時(予定)、場所、入札書の郵送方法等

ア 日時 令和4年2月22日(火)午後1時15分

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号 広島高速道路公社 会議室

ウ 方法 郵送することとし、持参又は電送による入札は認めない。なお、郵送方法は以下のとおりとする。

・一般書留又は簡易書留のいずれかの方法にて行うこと。

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法以外で提出した入札は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条第3号により無効とする。また、郵送方法等の詳細は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第3条及び第4条の規定のとおりとする。

・郵送先は上記(3)イに掲げる場所とする。

・到達期限は、令和4年2月21日(月)の午後5時00分までとする。

エ 立会 開札における入札者の立会ができないこととする。なお、開札にあたり、入札事務に関係のない公社職員1名を立ち合わせるものとする。詳細は「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた入札等

の手続きの特例措置について」(公社ホームページ HOME 》調達情報 》入札・契約関係規程)を参照。

(6) 入札方法

ア 入札書の入札金額欄には、上記1(4)の業務期間(令和4年4月1日から令和8年3月31日まで)の総価を記載すること。

イ 入札書の入札金額欄には、法定検査料を除いた金額を記載すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(法定検査料は除く。)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 契約金額

契約金額は、落札価格に法定検査料を加えた金額とする。

(8) 入札回数等

第1回目の開札において予定価格に達する入札書がないときは、1回に限り再度入札を行う。再度入札を行う場合は、入札参加者に対し、直ちに第1回目の最低入札価格、入札書の提出期限、入札書の送付先、開札日時及び開札場所を通知する。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付

契約金額(年額)の10分の1以上を契約締結日までに納付すること。当該年額は、令和5年度の支払予定額を適用すること。

ただし、国債若しくは地方債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は履行保証契約を締結し、当該保険証券又は保証証券を広島高速道路公社に寄託したときは、契約保証金の納付を免除する。

なお、履行保証保険契約の場合で、保険期間の終期が履行期間の最終日に至らないものであるときは、当該保証保険証券提出の際に、履行保証保険に係る誓約書(様式5)をあわせて提出しなければならない。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格の無い者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに広島高速道路公社契約細則第13条、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条の各号に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。なお、広島高速道路公社により競争入札参加資格のある旨を確認されたものであっても、開札の場において2に掲げる資格の無い者は、競争入札参加資格の無い者に該当する。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、他の者を落札者とすることがある。

(4) 長期継続契約における特約

本件公告に示した契約は、長期継続契約である。広島高速道路公社の令和4年度以降における予算が減額又は削減された場合は、契約の解除又は変更を行うことがある。この契約の解除又は変更により受注者に損失が生じた場合、受注者はその損失の補償を広島高速道路公社に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、広島高速道路公社と受注者が協議して定める。

(5) その他

ア 入札参加者は、広島高速道路公社会計規程、広島高速道路公社契約細則、広島高速道路公社郵便入札実施要綱その他広島高速道路公社の契約に関する要綱・要領等、契約書(案)及び設計図書に従い入札すること。

イ 入札参加者は、関係法令を遵守すること。

ウ 設計図書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

エ 提出された申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を行うことがある。

オ 申請書等に誤り又は不備が確認された場合、「申請書記入項目不備」として競争入札参加資格が無いものと

扱う場合がある。

カ 入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行うことがあるので、広島高速道路公社ホームページ「調達情報」を確認すること。

キ 公告に定めるもののほか、本件の入札手続に関する詳細は入札説明書による。

以 上